

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成21年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 一関市
- 2 事業の種類 骨寺村荘園遺跡ガイド施設（仮称）整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県一関市巖美町字若神子地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

申請に係る事業は、一関市が策定した骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画に基づく施設の整備であり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に該当する。

従って、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である一関市は、骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画に基づく本件施設の設置者である。このことから本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

従って、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

一関市巖美町の本寺地区に存在する骨寺村荘園遺跡は、国史跡に指定されるとともに重要文化的景観に選定されたことから注目を集めるようになり、訪れる観光客は年々増加傾向にある。

本遺跡及び農村景観は、現地で単に風景を見たのみでは他の農村と比較しても大きな相違がないことから、観光客が価値を理解するための情報発信を行う場が現地に必要になっている。現状ではそうした施設がないことから、この景観の価値を理解しないまま市道への路上駐車、耕作道への乗入れ等が行われ、住民生活に支障が生じ、かつ、景観を損なっている。

なお、一関市が策定した「骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画」においても地域内は徒歩等で見学し一般車両の市道への乗入れを抑制することとしており、遺跡及び中世農村景観の解説と利便性の向上を目的とした観光客の受入れ施設の早急な整備が喫緊の課題となっている。

また、この地区では重要文化的景観に選定された伝統的な農村景観を保全する必要性から、農作業の省力化に向けた従来型のほ場整備ではなく、制約の多い景観保全農地整備を実施することとしている。伝統的な農村景観を守るため、非効率で生産性の低い小区画、不整形、湿田等の水田で農業を継続していかなければならず、高齢化の進行、後継者不足等の現状では、耕作放棄地の増加等により景観を損なう恐れがある。このため、不利な生産基盤の下で営農を継続していく一方策として、観光客の受入れ施設内に産直販売所、地元農産物を活用したレストラン等の施設を併設し、生産物の経済性を高めることとしている。

さらに、この地域ではこれまで都市農村交流事業として手作業による田植え、稲刈り等の農業体験のイベントを、遺跡や景観の価値を理解してもらうための史跡巡りと一緒に開催しているが、現在は、体験ほ場までの移動等に時間を要し、十分な体験時間が確保できていない。今後、世界遺産に登録され、更に参加者が増加した場合に、イベントの運営に支障が生じるおそれがあることから、これらの解消策として広場を設けることとしている。

今回の事業実施により、現地において中世以来の本寺の歴史、絵図と現地との比較、点在する史跡等について理解するこ

とが可能となる。また、駐車場を整備することにより、一般車の無秩序な路上駐車、耕作道への乗入れ等の問題の抑制につながるるとともに、良好な景観の維持に寄与することとなる。

さらに、観光客の受入れ施設内に産直販売所、地元農産物を活用したレストラン等の施設を併設することにより、地元農産物の販売、レストランにおける地元農産物の活用等により農業所得の向上につながり、ひいては、後継者不足の解消も期待できるとともに、景観の維持に寄与することとなる。

また、広場の整備により農業体験等のイベント時における施設と体験ほ場の間の移動時間の短縮が図られ、利便性が向上する。

従って、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

当該事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の規定による環境影響評価の対象事業に該当していないが、起業者が任意で行った調査によれば、保存すべき希少動植物の存在は確認されていない。また、埋蔵文化財についても特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

従って、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、骨寺村荘園遺跡及び中世農村景観の解説を目的とした施設及び関連施設の整備である。

本件事業に係る起業地については、3つの候補地について比較検討が行われており、起業地の位置、支障物件の多寡、地域の土地利用及び環境への影響を考慮した、最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲としていると判断される。

従って、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。従って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在、本寺地区には、骨寺村荘園遺跡及び中世農村景観の解説を目的とした施設及び駐車場がないことから、市道への路上駐車及び耕作道への乗入れが認められる。また、不利な生産基盤の下で営農を継続していく一方策としての本事業は、早期に施行する必要があると認められる。

従って、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地及び物件を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 一関市役所骨寺荘園室